

## 農村金融の現状と展望

### — 民間金融機関の農業資金貸付を中心に —

東京農業大学 国際食料情報学部 教授 日暮 賢司

#### 1. はじめに

国民経済に占める農業の地位の低下に伴い農家であっても借入金の使途が農業生産から生活・農外事業へ変化している。たとえば、農家等で構成されているJAの貸付金残高全体に占める農業資金の割合はすでに7%を割っている。長期・低利資金を供給している日本政策金融公庫（農林水産事業）（以下、断らない限り日本公庫（農業）という）の資金の貸付残高は激減する。その意味で農業金融は後退局面にある。

その一方で銀行、ノンバンク等の非農業専門金融機関（以下、断らない限り民間金融機関という）は農業資金貸付を増大させようとしている。歴史的にみれば、商業金融機関が農業分野の資金貸付を制限したから農業専門金融機関が創設された。それなのになぜ今、民間金融機関は農業資金貸付に積極的になり始めたのか。そして、民間金融機関は農業資金貸付額を今後増加して競争力のあるプレーヤーに躍り出るのであろうか。

日本農業は、食料の安定供給機能、国土保全機能等国民の経済と生活にとって重要な役割を果たしている。国民経済の発展に応じて農業は技術的にも構造的にも変化せざるを得ない。それに応じた農業投資とそれを支える農業（生産）金融は必要である。銀行が農業資金を貸し付ける理由に国民経済における農業の重要性をあげることもある。民間金融機関は日本公庫（農業）のサポートという条件

付きで農業資金貸付を拡大するのかもしれない。本稿は民間金融機関の農業資金貸付の現状と方向性を議論するものである。

#### 2. 農村金融とは

農業金融と農村金融とは同じ概念でない。農業金融は古くから使われているのに対して、農村金融は新しい概念であるので、まずそのことにふれておく。農業金融を定義づけたのは加藤 [1] である。農業（生産）金融は農業が近代化すればするほど、少数の企業的な農業専門の農業者が農業生産の多くを占めるようになって農業金融に関する現状の説明を理論的に純化できる。その対極である開発途上国では厳密な意味の農業金融で現状を説明付けられず、農業金融よりもより広い意味で農村金融 (Rural Finance) と呼ばれる。それは途上国内で多くを占める農村住民の農業資金の使途に①農業生産と農家副業（非農業生産）との混同性、②農業生産と消費（生活）との混同性がみられるからである。

一方、日本では、農村における農家の借入金使途からみて農業資金の割合が1割以下に低下し、生活資金・農外事業資金の割合が高い。このため日本でいう農村金融は日暮 [2] のように農業金融を含めた農家金融を基底とする農村地域を対象範囲とした金融であると捉える。歴史的にみれば、日本においてたとえば小平 [3] のように農業金融は生産信用の他に消費信用を含んでいた。それは農業生

産金融が主であったからである。しかし経済発展と共に農家の生活金融が主な位置へ変化した。また金融市場の側面からみれば、日本の農村においてJAと郵便局が主な金融機関であった。それが農村の都市化、金融の自由化によって、農村においてもJA、郵便局（郵貯銀行）のほかに地方銀行、信用金庫等の民間金融機関が増加してきた。現在では農村においてもこれらの金融機関が資金の調達と貸付に関する競争を展開している。JAが非農家個人へ資金の調達と貸付に力を入れているのに対して、民間金融機関は農業分野の貸付に力を入れ始めてきたという新しい構図がみられる。

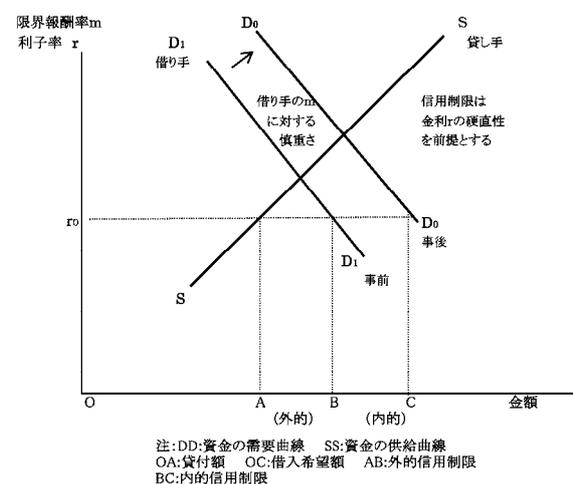
一方、農村金融は、泉田〔4〕のように農業（生産）金融の他に農産物加工、直売等の農業関連事業を包含する農村内のフードシステム金融の場合に用いる。そして農業生産金融はJAと日本公庫（農業）の二大貸し手による棲み分けによって展開されたので競争的な金融市場が形成されなかった。今後民間金融機関の農業資金の貸付参入によって、農業金融分野においても競争的な金融市場の形成が構想される。

### 3. 農業信用制限

民間金融機関は、日本公庫（農業）の支援活動によって農業金融に積極的になっても、独自の貸付に関する考え方・方針、貸付方法を変えないであろう。その場合、農業者が民間金融機関へ資金を借りに行っても、その借り手のニーズに応えられず信用制限にあうことも考えられる。歴史的にみて農業専門の金融機関ができたのは、農業者が農業資金を民

間金融機関から借りようとする場合に信用制限されたからである。その基本的理由は、加藤〔1〕が指摘しているように、民間金融機関の貸付金利の硬直性（高利貸金融のように金利を引き上げてリスクを吸収しない）があげられる（図1参照）が、その他に現地ヒアリング結果からみて農業の詳しい情報を持ち合わせていないこともあげられる。

図1：信用制限のメカニズム



その他にも借り手の農家は、農業が気象、市場の影響を受けて収入が変化しやすいので、借入金額に関して慎重になりやすいこともある。前者を外的信用制限（図1の線分AB）といい、後者は内的信用制限（図1の線分BC）と呼ばれる。農業専門の金融機関ができていたにもかかわらず、農業信用制限を改めて持ち出すのは、民間金融機関が農業資金を貸し付ける際の貸付条件の提示が外的信用制限に該当するものなのか確認したいからである。農業専門金融機関ができたので、外的な信用制限が解消の方向にあった。それに対して内的な信用制限は借り手の資金返済の可能性に関する考え方に依存する。経済の高度

成長期（1955年度－1975年度）において農産物の需要拡大とインフレが進んだ。資金の借り手の名目の農業所得が増加した。その中で年間の資金返済額が一定ならば返済負担が年々軽くなる。この時期において借り手の内的信用制限は解消の方向に向かう。一方、現在のようなデフレの時代において農業者の内的信用制限が高まりやすい。このように農業信用制限は固定したものでなく経済情勢によって変化することを確認しておきたい。

#### 4. 農村金融の現状

##### 1) 農業金融市場の形成

農村における金融業態間の競争は住宅資金等の非農業分野に関する資金貸出競争である。農業分野に関しては、JAと日本公庫（農業）といった農業専門金融機関があつて、たとえば農業近代化資金の貸付限度額である1.8千万円をこえるような農業分野における多額の資金貸付について日本公庫（農業）のスーパーL資金で対応し、それ以下の比較的少額な資金の貸付に関してJA貯金原資の農業近代化資金でJAが対応する。このようにJAと日本公庫（農業）との資金貸付に関する棲み分けは競争を制約した。そこに民間金融機関が農業生産資金の貸付に力を入れつつあることから農業金融分野においても資金の貸付競争が生まれ始めたといつてよい。一方、資金の借り手である農業経営体にとって資金の貸し手の増加は選択の幅が広がるので好ま

しい。蔦谷〔5〕は金融機関の公共的役割から地域に住む低所得者層へ信用を供与して地域の経済発展に貢献するという国内外の流れを先取りしてJAバンクの農業資金貸付を中心とした条件整備の必要性を強調する。農業資金貸付の必要性の議論とPRの不足から、日の浅いこともあるが、JAの対応が遅れやすい<sup>1)</sup>。

##### 2) 農業資金貸付の必要性について

そこで農業資金貸付の必要性についてふれておこう。その第1は、農業投資に農業資金貸付が貢献している点である。農業投資は一般に労働生産性を高めるものの資本生産性を低下させる問題がある。農業投資需要は、更新需要、新規需要に分けられる。後者が農業投資拡大にとって重要である。それは主に①新たな農業部門の導入、②販売方法の変更による販売額の増加により規模を拡大する場合、③農産物加工等の農業関連事業の導入である。このように投資の機会を高めることによって資金需要が拡大される。

第2は、農業運転資金の必要性である。農業運転資金は①農業所得率が低く、生産期間の長い畜産部門、②急速に規模拡大した果樹経営の資本の懐妊期間、③新たに購入した農地に対する減価償却費は建物、農機具と異なつて認められないので資金がショートしやすいこと、から必要とされる。関連して、出資も規模拡大の途中にある農業経営にとって必要とされる<sup>2)</sup>。

1) JAではJAバンク中期戦略（2010年度－2012年度）の中でJA担い手金融強化の取り組みとして認定農業者、集落営農、農業法人等の多様な農業担い手の資金需要に対応してゆくとしている。具体的にはJAのアグリスーパー資金・担い手応援ローン（共に運転資金）、農機ハウスローン（小口農業生産設備資金）等が創設される。

2) 出資は、農業経営にとって自己資本になるので社会的な信用を高めやすい。一方、農業資金の貸付は、規模を拡大する農業経営にとって特に必要とされている。

### 3) 民間金融機関の農業金融参入の背景

民間の金融機関が農業金融へ参入している背景は以下のものである。第1は、農政の国際競争力を意識した農業担い手の変化である。農政でいう農業担い手は、兼業農家を含めた農家から認定農業者へ変化した。認定農業者の中には農業法人も含まれる。民間金融機関は農業担い手が農業法人へ変化すれば現在の主な取引先である中小企業と同様の取引が可能になるとみる。すなわち農業法人はその要件である損益計算書、貸借対照表、財務諸表を持ち合わせている。民間金融機関はこれらのデータから経営内容を読み取り、評価したうえで短中期の運転資金を中心とした信用を供与できる。民間金融機関は仮に資金を貸し付けた農業法人の経営が悪化しても農政がこの農業法人の経営改善に力を入れるとみる。すなわち民間金融機関は、農業担い手に対する農政のバックアップという無形の担保があって、短中運転資金を農業法人へ貸し付けることができるのである。

第2は、日本公庫（農業）の変化があげられる。日本公庫（農業）は、民間金融機関に対する農業融資の支援活動を主要な柱の一つとして掲げて以下のことに取り組んでいる。それは、業務協力金融機関との連携・協調に基づく業界動向、リスク評価等の情報提供、人材交流である。これは民間金融機関の農業に関する情報の非対称性を緩和する契機となる。民間金融機関は、農業法人を対象とした長期資金よりもリスクの低い短中期運転資金の貸付を中心に考えるであろう。

第3は、民間金融機関の内部的な事情の変

化である。地方の民間金融機関は平成不況による資金需要の低下に直面する。特に公共事業に依存している地方の公共投資予算削減による土木建設業界の不振が地域経済全体に波及的にマイナスの影響を及ぼしている。土木建設業者の中には、余剰労働力の活用のために農業部門へ進出するものもみられる。そこで民間金融機関は農業融資について関心を高めつつある。くわえて金融庁は2005年3月に地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（2005年度－2006年度）を公表した。これにより地域金融機関の取引先に対する経営相談・支援機能の強化、担保・信用保証に過度に依存しない融資の推進、地域の利用者の利便性の向上等の地域密着型金融の推進が期待される。その中で民間金融機関は農業も視野に入れた地域密着型金融を推進する方向で検討する。

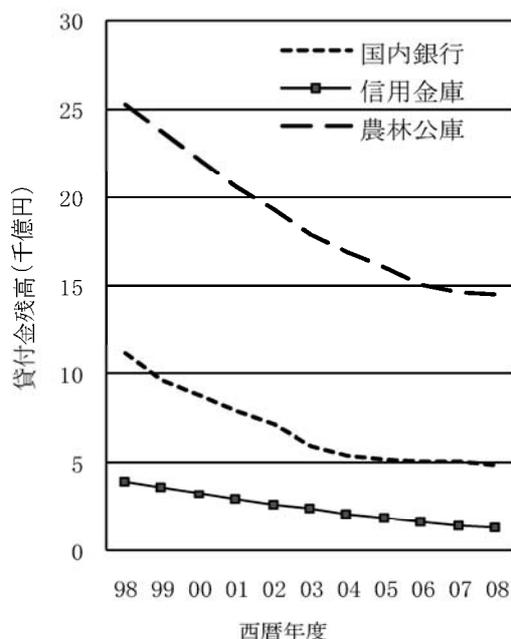
以上のように民間金融機関が農業貸付を進める背景を説明してきたが、これらの中でとくに日本公庫（農業）の民間金融機関へのアプローチと支援活動が積極的である。日本公庫（農業）は、政策を推進するための手段として農林水産業を対象とした長期・低利資金を貸し付けている。しかしその貸付額は基本的に実体農業経済の不振から減少している<sup>3)</sup>。その中で民間金融機関が資金を貸し付けることは、一般論としていえばリスクである。農業の資金需要は、先にふれたように主に農業経営の規模拡大と農業関連事業の導入・展開に積極的に取り組んでいる農業経営体の中にみられる。

3) 日本政策金融公庫（農業）は、その他に土地改良事業の補助率が高まったことによる補助残融資の大幅低下に加えて大企業の流通・食品加工に関する貸付を中止したことから貸付額全体が大幅に減少した。

#### 4) 民間金融機関の取り組み

民間金融機関の農業資金貸付は、図2のように、国内銀行、信用金庫ともに残高ベースで減少している。ただ、2005年度以降の減少幅は国内銀行において小さくなっており注目される。以下、旧農林公庫の経済的負担で筆者が参加した現地ヒアリング（2006年次－2007年次）の要点を記す。

図2：農業資金貸付残高の推移



資料：農中総研『農林漁業金融統計』より作成。

#### ア 北海道における信用金庫の事例

この信用金庫は農業資金貸付要綱を作成して農業資金の貸付態勢を整えているので紹介する。この信用金庫は取引可能な農業者を限定している。それは、①新規参入農業者、②地域において主力でない作物を生産する農業者、③主力な農産物であっても、その販売についてJAを通していない農業者である。それはこの貸し手が既存の農業専門金融機関であるJAと資金の貸付に関する棲み分けを考

えているからである。これは賢明な選択である。一般に市場が拡大している分野において新規参入することは容易である。そのもとで既存の事業者は新規参入に対して寛大になれる。しかし市場が拡大していない分野においては既存の事業者との激しい競争問題が生じ、貸し手の資金貸付に関する取引費用を高める。このため、この信用金庫は農業資金貸付の棲み分けによる農業参入を図った。

要綱上の農業資金の貸付対象者は、会員または会員たる資格を有する農業者で2期連続赤字でない農業者である。

長期資金の貸付条件は以下の通りである。  
 資金用途：営農事業資金  
 貸付形態：証書貸付  
 返済方法：元利均等毎月または年1回以上の返済  
 貸付期間：1年以内の据置7年以内の返済  
 貸付金額：1,000万円以内  
 貸付金利：5年以内で年利3.25%、5年以上で年利3.5%（2006年10月現在）  
 担保：原則無担保  
 保証人：個人の場合配偶者または事業継承者、法人の場合代表者  
 必要書類：個人の場合3期分の確定申告書、資金用途確認資料、法人の場合3期分の決算書

短期資金の貸付条件は以下の通りである。  
 資金用途：営農運転資金  
 貸付形態：当座貸越  
 返済方法：随時返済  
 貸付期間：1年以内（更新可）  
 貸付金額：5,000万円以内  
 貸付金利：地方銀行の短期プライムレート  
 担保：原則無担保  
 保証人：長期資金に同じ  
 必要書類：長期資金に同じ。なお貸付金の金利は、認定農業者、旧農林公庫との協調融資の場合、長期、短期資金それぞれ0.25%優遇

以上からこの民間金融機関の貸付の特徴と

して以下の4点を指摘できる。

その第1は、農業経営成果を重視した資金貸付という点である。これは、気象条件、市場条件の悪化によって不十分な経営成果であっても、同じことを2年連続発生させないことを前提としている。その点で迅速な農業経営対策を講ずることのできる農業経営体であることが問われている。

第2は、債権保全に関して保証人のみの無担保融資という点である。そして保証人といっても身内の保証人であって第三者保証人ではない。これは借り手にとっての資金借入手続きに要するコスト（取引費用）の軽減につながる。

第3は、長期の事業資金（設備投資）の貸付額を1,000万円以内、貸付（返済）期間を7年以内と制限していることである。これは貸付期間の長期化に伴って生じやすい資金回収リスクの高まりを抑制するための措置である。

第4は、運転資金の貸付を主力としている点である。貸し手にとって、長期資金よりも短期資金（運転資金）の方が1年以内に貸付金を回収でき、かつ借り手の経営成果を観察しながら貸付金額を調整できるので資金回収リスクを抑制できる。これは、借り手からみれば経営成果を出さなくてはならないので農産物の生産と販売に関する総合的な経営管理能力を高めざるを得ないことを意味する。

気象、市場の変化は、農業経営体として対策の困難な農業経営の与件である。この金融機関は農業経営者へそれらの与件を踏まえた農業経営の安定化を求める。これは農業経営体に与件を農業経営に内部化させるという意味で外的な信用制限である。この金融機関のような農業資金貸出の特徴は地方銀行を含め

た民間金融機関の一般的な考え方である。民間金融機関は中小企業への資金貸付のビジネスモデルを農業経営に適用することができれば農業分野への新規参入に力を入れるであろうが、それが困難な場合に消極的対応となるであろう。

民間金融機関におけるその他のヒアリングの要点は以下のとおりである。その第1は、地方銀行の貸付金残高全体に占める農業資金の割合は1%以下である。これは農業資金の貸付に熱心である地方銀行においても同じである。このため農業資金の貸付は銀行トップの考え方の影響を受けやすい。ただ北海道、九州といった農業の経済的地位の比較的高い地域においては農業資金の貸付額を増やして地域の資金を地域内で循環させたいという民間金融機関の意向である。

第2は、農業に通じている職員が少ないことである。それは、過去において農業貸付を重視してこなかったからである。銀行の支店に農業に詳しい職員がいれば、その支店における農業資金の貸付額が増加する。しかし、その職員が他の支店へ転勤すれば農業資金の貸付額が減少する。後者の場合、農業者が資金を借りに訪れてもそのニーズに対応できない。

第3は、1件当たり貸付金額が数千万円、数億円という多額の取引を望んでいることである。少額の資金を貸し付けると、資金の貸付と回収に要する金利を除く金融費用（取引費用）が割高になる。これは少額の資金貸付でも対応するが、多額の資金貸付の方が望ましいという意味である。

第4は、運転資金の貸付を中心とすることである。長期設備資金貸付よりも短中期運転資金貸付の方が資金回収リスクを抑えやす

い。運転資金需要の高い農業経営分野はとくに大規模畜産経営である。このため民間金融機関はこのような畜産経営の運転資金需要に対応している。

第5は、県畜連、県酪連と業務提携を行って、傘下の専門農協組合員畜産経営体の運転資金に対応するケースもある。

第6は、一旦、資金を貸し付ければ、担当者が頻繁に畜舎を訪問し、経営者本人・家族の様子、家畜の生育状況、畜産経済情勢等のソフト情報を収集していることである。

## 5. 農村金融の展望

### 1) 日本公庫（農業）の取り組み

株式会社日本政策金融公庫法が2007年5月に成立した。旧農林公庫は2008年10月にこの日本政策金融公庫の農林水産事業本部として統合された。

一方、それに先んじて金融庁は、2005年3月に地域密着型金融機能強化の推進に関するアクションプログラム(2005年度-2006年度)を公表した。それ以降、民間金融機関も地域密着型金融推進計画の一環として農林漁業分野への取り組みを強化しようという動きがみられる。旧農林公庫はこうした動きを捉えて経営基本計画(2005年度-2007年度)の中で「民間金融機関とのパートナーシップの確立」を経営ビジョンの3つの柱<sup>4)</sup>の1つに掲げ、民間金融機関との業務協力を締結する。

これは日本の政策金融改革に従った旧農林公庫に関する経営改革である。その基本的な考え方の第1は民業補完機能である。それは旧農林公庫が民間金融機関の資金回収リスクが大きくて資金の貸付が困難な領域に対して資金を貸し付けることと、そのことによって民間金融機関がよりリスクの低い短中期の運転資金の貸付を促すことをいう。

第2は、民業補完と関連するが、競争促進機能である。日本公庫(農業)[6]によれば、以下のように記されている。競争促進機能は「農林漁業経営者の方々が最寄りの金融機関でワンストップサービスを受けられるように、民間金融機関と業務協力を締結し、業界動向やリスク評価等に関する情報提供及び人材交流を通じ、民間金融機関が自らリスクを取りつつ積極的に農林漁業分野の融資に参入できる環境整備の取り組みを行ってきた」というものである。その支援の主なもの、農業情報及び農業版スコアリングサービスの提供である。このスコアリングサービスは2006年1月から旧農林公庫と業務協力に関する覚書を締結した金融機関に提供されている。これは、2000年以降中小企業金融の分野で展開されているクレジットスコアリングサービスを参考にして構築された信用評定の手法である。ただ農業版スコアリングサービスを利用して信用評定している民間金融機関の話は聞こえない。その多くは現在のところ参考程度の利用である<sup>5)</sup>。このサービスはデータが蓄

4) 3つの柱とは、(1)トータルサポート機能の発揮、(2)民間金融機関とのパートナーシップの確立、(3)スピード感ある自己改革の実現である。

5) その後の経営基本計画(2008年度-2010年度)においても引き続き「民間金融機関とのパートナーシップの確立」を主要施策の1つに掲げ、その中で①協調融資型の商品開発、②農業版CRD(信用リスクデータベース)の普及、③CDS(クレジット・デフォルト・スワップ)を活用した証券化支援、④危機発生時の円滑な資金提供を中心に民間サポートを推進することになっている。

積されれば農業資金貸付促進に対して効果を発揮するものと期待される。

ただ、日本公庫（農業）の2つの新たな役割である①民業補完機能と②競争促進機能を高めることに力を注ぐあまり、民間金融機関の農業資金貸付額が増加しても、それによって公庫資金貸付額が伸び悩むことが懸念される（図2参照）。日本公庫（農業）と民間金融機関との農業資金貸付に関する補完関係が必要である。

## 2) 民間金融機関の対応

民間金融機関は、バブル経済期（1988年度－1990年度）における不動産購入・転売に必要な資金貸付等の常軌を逸した資金の貸付とその後のバブル経済の崩壊という極端な景気の変化を受けて巨額の不良債権を抱えた。政府はこの不良債権の正確な把握に時間を要したので、その対策も不十分なものであった。その結果失われた10年といわれた。

しかし、民間金融機関と政府は、それ以上の15年ほど不良債権の処理に追われた。政府は金融機関のあり方（地域密着型金融推進の強化）を講じた。民間金融機関は、日本公庫（農業）からのアプローチによって農業も地域密着型金融に含めるようになる。民間金融機関は、①貸付対象農業者についてJAとの棲み分けによる農業資金の貸付、②日本公庫（農業）との協調融資により貸付を伸ばしてきた。前者の棲み分け方式による貸付は、民間の金融機関の積極的な対応というよりも、受け身的な対応という意味で大きく期待できない。

それに対して、後者の日本公庫（農業）との協調融資は、この公庫の支援活動の内容と

程度によって異なる。公庫が民間金融機関へ積極的にアプローチすれば、協調融資によって民間金融機関の資金貸付も拡大される。日本公庫（農業）は民業補完と競争促進という基本的考え方から民間金融機関との業務協力を促進している。日本公庫（農業）の証券化支援（業務）に関する基本契約締結金融機関は増加しており、2010年5月7日現在42銀行、15信金、3信組である。この証券化支援とは民間金融機関の農業分野への参入促進のための債権の証券化による金融商品の期間変換等（信用補完）のことである。これによって民間金融機関は農業資金の長期貸付により積極的になれるはずである。

ただ、金融商品の証券化は、周知のような米国のサブプライムローン問題を引き起こしている。金融機関はこの金融商品の証券化に対して慎重になっている。このため「基本契約締結数」が増えなくても農業資金貸付の拡大には時間を要するものとみられる。

## 文献

- [1] 加藤譲著『農業金融論』（明文書房、1983）P P. 67－68、P 86.
- [2] 日暮賢司著『農村金融論』（筑波書房、2003）P 14.
- [3] 小平権一著『農業金融論』（巖松堂、1930）P 89.
- [4] 泉田洋一編著『農業・農村金融の潮流』（農林統計協会、2008）P 4.
- [5] 蔦谷栄一稿「農協農業貸出伸長の今日的意義と課題」、『農林金融』（農林中央金庫、2010. 5）P 30.
- [6] 日本政策金融公庫・農林水産事業本部『農林漁業金融公庫一改革の歩み』（日本政策金融公庫・農林水産事業本部、2009）P 372.